

審査報告書

スルホキサフロル

平成30年3月26日

農林水産省消費・安全局農産安全管理課

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

本審査報告書は、新規有効成分スルホキサフロルを含む製剤の登録に際して、申請者の提出した申請書、添付書類及び試験成績に基づいて実施した審査の結果をとりまとめたものです。

本審査報告書の一部には、スルホキサフロルの食品健康影響評価（食品安全委員会）、残留農薬基準の設定（厚生労働省）並びに水産動植物の被害防止及び水質汚濁に係る登録保留基準の設定（環境省）における評価結果の一部を引用するとともに、それぞれの評価結果の詳細を参照できるようリンク先を記載しています。これらの評価結果を引用する場合は、各機関の評価結果から直接引用するようにお願いします。

なお、本審査報告書では、「放射性炭素（ ^{14}C ）で標識したスルホキサフロル及び当該物質の代謝・分解により生じた ^{14}C を含む物質」について「放射性物質」と表記していますが、他機関の評価結果の引用に際して、別の表現で記述されている場合は、用語の統一を図るため、意味に変更を生じないことを確認した上で、「放射性物質」に置き換えて転記しています。

食品健康影響評価（食品安全委員会）

（URL：<http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20130820273>）

残留農薬基準の設定（厚生労働省）

（URL：http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzentu/0000153208_1.pdf）

水産動植物被害防止に係る農薬登録保留基準の設定（環境省）

（URL：http://www.env.go.jp/water/sui-kaitei/kijun/rv/345sulfoxafloor_1.pdf）

水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定（環境省）

（URL：http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_kijun/rv/suruhokisafuroru.pdf）

Most of the summaries and evaluations contained in this report are based on unpublished proprietary data submitted for registration to the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japan. A registration authority outside of Japan should not grant a registration on the basis of an evaluation unless it has first received authorization for such use from the owner of the data submitted to the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japan or has received the data on which the summaries are based, either from the owner of the data or from a second party that has obtained permission from the owner of the data for this purpose.

目次

	頁
I. 申請に対する登録の決定	1
1. 登録決定に関する背景	1
1.1 申請	1
1.2 提出された試験成績及び資料の要件の確認	1
1.3 基準値等の設定	1
1.3.1 ADI 及び ARfD の設定	1
1.3.2 食品中の残留農薬基準の設定	1
1.3.3 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定	5
1.3.4 水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定	5
1.3.5 農薬登録保留要件（農薬取締法第 3 条第 1 項）との関係	5
2. 登録の決定	6
II. 審査報告	11
1. 審査報告書の対象農薬及び作成目的	11
1.1 審査報告書作成の目的	11
1.2 有効成分	11
1.2.1 申請者	11
1.2.2 登録名	11
1.2.3 一般名	11
1.2.4 化学名	11
1.2.5 コード番号	11
1.2.6 分子式、構造式、分子量	11
1.3 製剤	12
1.3.1 申請者	12
1.3.2 名称及びコード番号	12

1.3.3	製造者	12
1.3.4	剤型	12
1.3.5	用途	12
1.3.6	組成	12
1.4	農薬の使用方法	13
1.4.1	使用分野	13
1.4.2	適用害虫への効果	13
1.4.3	申請された内容の要約	13
1.4.4	諸外国における登録に関する情報	13
2.	審査結果	14
2.1	農薬の基本情報	14
2.1.1	農薬の基本情報	14
2.1.2	物理的・化学的性状	14
2.1.2.1	有効成分の物理的・化学的性状	14
2.1.2.2	製剤の物理的・化学的性状	14
2.1.2.3	製剤の経時安定性	15
2.1.3	使用方法の詳細	16
2.1.4	分類及びラベル表示	16
2.2	分析法	18
2.2.1	原体	18
2.2.2	製剤	18
2.2.3	作物	18
2.2.3.1	分析法	18
2.2.3.2	保存安定性	22
2.2.4	家畜	25
2.2.4.1	分析法	25
2.2.4.2	保存安定性	28

2.2.5 土壌.....	29
2.2.5.1 分析法.....	29
2.2.5.2 保存安定性	30
2.3 ヒト及び動物の健康への影響	32
2.3.1 ヒト及び動物の健康への影響.....	32
2.3.1.1 動物代謝	32
2.3.1.2 急性毒性.....	35
2.3.1.3 短期毒性.....	37
2.3.1.4 遺伝毒性.....	40
2.3.1.5 長期毒性及び発がん性.....	41
2.3.1.6 生殖毒性.....	45
2.3.1.7 生体機能への影響	48
2.3.1.8 その他の試験.....	49
2.3.1.9 代謝物の毒性.....	59
2.3.1.10 製剤の毒性	64
2.3.2 ADI 及び ARfD	65
2.3.3 水質汚濁に係る農薬登録保留基準	68
2.3.3.1 登録保留基準値	68
2.3.3.2 水質汚濁予測濃度と農薬登録保留基準値の比較.....	68
2.3.4 使用時安全性	68
2.4 残留.....	71
2.4.1 残留農薬基準値の対象となる化合物.....	71
2.4.1.1 植物代謝	71
2.4.1.2 家畜代謝	82
2.4.1.2.1 スルホキサフロルの家畜代謝	82
2.4.1.2.2 代謝物 D の家畜代謝.....	87
2.4.1.3 規制対象化合物.....	92

2.4.2	消費者の安全に関わる残留	93
2.4.2.1	作物	93
2.4.2.2	家畜	102
2.4.2.3	魚介類.....	108
2.4.2.4	後作物.....	108
2.4.2.5	暴露評価	108
2.4.3	残留農薬基準値.....	114
2.5	環境動態	118
2.5.1	環境中動態の評価対象となる化合物.....	118
2.5.1.1	土壌中.....	118
2.5.1.2	水中	118
2.5.2	土壌中における動態	118
2.5.2.1	土壌中動態	118
2.5.2.1.1	好氣的湛水土壌	118
2.5.2.1.2	好氣的土壌.....	120
2.5.2.1.3	好氣的－嫌氣的土壌.....	128
2.5.2.1.4	底質土壌－水 <参考データ>	131
2.5.2.1.4.1	スルホキサフロルの底質土壌－水中動態	131
2.5.2.1.4.2	代謝物 D の底質土壌－水中動態	132
2.5.2.2	土壌残留	134
2.5.2.3	土壌吸着	135
2.5.2.3.1	スルホキサフロルの土壌吸着	135
2.5.2.3.2	代謝物 D、代謝物 G 及び代謝物 H の土壌吸着	137
2.5.3	水中における動態	138
2.5.3.1	加水分解.....	138
2.5.3.2	水中光分解	138
2.5.3.2.1	スルホキサフロルの水中光分解.....	138
2.5.3.2.2	代謝物 D の水中光分解	140

2.5.3.3	水産動植物被害予測濃度	141
2.5.3.4	水質汚濁予測濃度	142
2.6	標的外生物への影響	144
2.6.1	鳥類への影響	144
2.6.2	水生生物への影響	144
2.6.2.1	原体の水産動植物への影響.....	144
2.6.2.2	水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準.....	147
2.6.2.2.1	農薬登録保留基準値	147
2.6.2.2.2	水産動植物被害予測濃度と農薬登録保留基準値の比較	148
2.6.2.3	製剤の水産動植物への影響.....	148
2.6.3	節足動物への影響	149
2.6.3.1	ミツバチ	149
2.6.3.2	マメコバチ	150
2.6.3.3	マルハナバチ.....	150
2.6.3.4	蚕	151
2.6.3.5	天敵昆虫等	151
2.7	薬効及び薬害	153
2.7.1	薬効.....	153
2.7.2	対象作物への薬害	154
2.7.3	周辺農作物への薬害	156
2.7.4	後作物への薬害.....	157
別添 1	用語及び略語	159
別添 2	代謝物等一覧	163
別添 3	審査資料一覧	166

I. 申請に対する登録の決定

1. 登録決定に関する背景

1.1 申請

農林水産大臣は、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づき、平成 24 年 9 月 18 日に新規有効成分スルホキサフロルを含む製剤トランスフォームフロアブル（スルホキサフロル 9.5 %水和剤）及びエクシードフロアブル（スルホキサフロル 20.0 %水和剤）の登録申請を受けた。

1.2 提出された試験成績及び資料の要件の確認

トランスフォームフロアブル及びエクシードフロアブルの申請に際して提出された試験成績及び資料は、以下の通知に基づく要求項目及びガイドラインを満たしていた。

- ・農薬の登録申請に係る試験成績について
（平成 12 年 11 月 24 日付け 12 農産第 8147 号農林水産省農産園芸局長通知）
- ・「農薬の登録申請に係る試験成績について」の運用について
（平成 13 年 10 月 10 日付け 13 生産第 3986 号農林水産省生産局生産資材課長通知）
- ・農薬の登録申請書等に添付する資料等について
（平成 14 年 1 月 10 日付け 13 生産第 3987 号農林水産省生産局長通知）
- ・「農薬の登録申請書等に添付する資料等について」の運用について
（平成 14 年 1 月 10 日付け 13 生産第 3988 号農林水産省生産局生産資材課長通知）

1.3 基準値等の設定

1.3.1 ADI 及び ARfD の設定

食品安全委員会は、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）に基づき、スルホキサフロルの食品健康影響評価の結果として、以下のとおりスルホキサフロルの ADI（一日摂取許容量）及び ARfD（急性参照用量）を設定し、平成 26 年 10 月 29 日付けで厚生労働大臣に通知した。

ADI	0.042 mg/kg 体重/日
ARfD	0.25 mg/kg 体重

（参照）食品健康影響評価の結果の通知について（平成 26 年 10 月 29 日付け府食第 836 号食品安全委員会委員長通知）

（URL：<http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20130820273>）

1.3.2 食品中の残留農薬基準の設定

厚生労働大臣は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づき、スルホキサフロルの食品中の残留農薬基準を以下のとおり設定し、平成 29 年 12 月 25 日付けで告示した（平成 29

年厚生労働省告示第 361 号)。

基準値設定対象：スルホキサフロル

食品中の残留基準

食品名	残留基準値 (ppm)
米 ¹⁾	1
小麦 ³⁾	0.2
大麦 ³⁾	0.6
その他の穀物 ³⁾	0.2
大豆 ³⁾	0.3
そら豆 ²⁾	0.2
ばれいしょ ²⁾	0.05
さといも類 (やつがしらを含む。) ³⁾	0.03
かんしょ ²⁾	0.05
やまいも (長いもをいう。) ²⁾	0.05
その他のいも類 ³⁾	0.03
てんさい ²⁾	0.05
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の根 ¹⁾	0.2
だいこん類 (ラディッシュを含む。) の葉 ¹⁾	10
かぶ類の根 ²⁾	0.05
かぶ類の葉 ³⁾	6
西洋わさび ³⁾	0.03
クレソン ³⁾	6
はくさい ³⁾	6
キャベツ ¹⁾²⁾	2
芽キャベツ ²⁾	2
ケール ³⁾	6
こまつな ³⁾	6
きょうな ³⁾	6
チンゲンサイ ³⁾	6
カリフラワー ²⁾	0.08
ブロッコリー ³⁾	3
その他のあぶらな科野菜 ³⁾	6
ごぼう ³⁾	0.03
サルシフィー ³⁾	0.03
チコリ ³⁾	6
エンダイブ ³⁾	6

スルホキサフロル — I. 申請に対する登録の決定

レタス（サラダ菜及びちしやを含む。） ¹⁾	6
その他のきく科野菜 ³⁾	6
たまねぎ ³⁾	0.01
にんにく ³⁾	0.01
その他のゆり科野菜 ³⁾	0.7
にんじん ²⁾	0.05
パースニップ ³⁾	0.03
パセリ ²⁾	6
セロリ ³⁾	2
その他のせり科野菜 ³⁾	0.03
トマト ¹⁾	2
ピーマン ³⁾	2
なす ³⁾	2
その他のなす科野菜	6
きゅうり（ガーキンを含む。） ¹⁾	0.7
かぼちゃ（スカッシュを含む。） ³⁾	0.5
その他のうり科野菜 ³⁾	6
ほうれんそう ³⁾	6
オクラ ³⁾	2
未成熟えんどう ²⁾	4
未成熟いんげん ²⁾	4
しいたけ ³⁾	2
その他のきのこ類 ³⁾	2
その他の野菜 ³⁾	6
みかん ¹⁾	0.2
なつみかんの果実全体 ¹⁾	2
レモン ¹⁾	2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。） ¹⁾	2
グレープフルーツ ¹⁾	2
ライム ¹⁾	2
その他のかんきつ類果実 ¹⁾	2
りんご ¹⁾	0.7
日本なし ¹⁾	1
西洋なし ¹⁾	1
マルメロ ³⁾	0.3
ネクタリン ²⁾	3
あんず（アプリコットを含む。） ²⁾	3
すもも（プルーンを含む。） ²⁾	3
おうとう（チェリーを含む。） ²⁾	3

スルホキサフロル — I. 申請に対する登録の決定

いちご ³⁾	0.5
ブルーベリー ²⁾	0.7
クランベリー ²⁾	0.7
ぶどう ³⁾	2
その他の果実 ³⁾	2
綿実 ³⁾	0.4
なたね ²⁾	0.4
くり ²⁾	0.02
ペカン ²⁾	0.02
アーモンド ²⁾	0.02
くるみ ²⁾	0.02
その他のナッツ類 ²⁾	0.02
その他のスパイス ¹⁾	10
その他のハーブ ³⁾	6
牛の筋肉 ³⁾	0.3
豚の筋肉 ³⁾	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉 ³⁾	0.3
牛の脂肪 ³⁾	0.1
豚の脂肪 ³⁾	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪 ³⁾	0.1
牛の肝臓 ³⁾	0.6
豚の肝臓 ³⁾	0.6
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓 ³⁾	0.6
牛の腎臓 ³⁾	0.6
豚の腎臓 ³⁾	0.6
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 ³⁾	0.6
牛の食用部分 ³⁾	0.6
豚の食用部分 ³⁾	0.6
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 ³⁾	0.6
乳 ³⁾	0.2
鶏の筋肉 ³⁾	0.1
その他の家きんの筋肉 ³⁾	0.1
鶏の脂肪 ³⁾	0.03
その他の家きんの脂肪 ³⁾	0.03
鶏の肝臓 ³⁾	0.3
その他の家きんの肝臓 ³⁾	0.3
鶏の腎臓 ³⁾	0.3
その他の家きんの腎臓 ³⁾	0.3
鶏の食用部分 ³⁾	0.3

その他の家さんの食用部位 ³⁾	0.3
鶏の卵 ³⁾	0.1
その他の家さんの卵 ³⁾	0.1

¹⁾：登録申請（平成 24 年 9 月 18 日）に伴い残留農薬基準値設定を要請した食品

²⁾：インポートトレランス申請により残留農薬基準値設定がなされた食品

³⁾：Codex 残留農薬基準が設定されていることから残留農薬基準値設定がなされた食品

（参照）食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について（平成 29 年 12 月 25 日付け
生食発 1225 第 4 号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）

（URL：<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T171225I0010.pdf>）

1.3.3 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定

環境大臣は、農薬取締法に基づき、スルホキサフロルの水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準を以下のとおり設定し、平成 26 年 4 月 7 日に告示した（平成 26 年環境省告示第 61 号）。

登録保留基準値 39,000 µg/L

また、環境大臣は、スルホキサフロル原体を用いて実施したユスリカ幼虫急性遊泳阻害試験が新たに提出されたことに伴い、農薬登録保留基準を以下のとおり改正し、平成 29 年 11 月 20 日に告示した（平成 29 年環境省告示第 95 号）。

登録保留基準値 30 µg/L

（参照）水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準について

（URL：<http://www.env.go.jp/water/sui-kaitei/kijun.html>）

1.3.4 水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定

環境大臣は、農薬取締法に基づき、スルホキサフロルの水質汚濁に係る農薬登録保留基準値を以下のとおり設定し、平成 28 年 4 月 13 日に告示した（平成 28 年環境省告示第 46 号）。

登録保留基準値 0.11 mg/L

（参照）水質汚濁に係る農薬登録保留基準について

（URL：http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_kijun/kijun.html）

1.3.5 農薬登録保留要件（農薬取締法第 3 条第 1 項）との関係

トランスフォームフロアブル及びエクシードフロアブルについて、以下のとおり農薬取締法第 3 条第 1 項各号に該当する事例は、認められなかった。

- (1) 申請書の記載事項に虚偽の事実はなかった（第3条第1項第1号）。
- (2) 申請書に記載された使用方法及び使用上の注意事項に従い上記農薬を使用する場合、対象作物、周辺作物及び後作物に薬害を生じるおそれはないと判断した（第3条第1項第2号）。
- (3) 申請書に記載された使用方法及び使用時安全に係る注意事項に従い上記農薬を使用する場合、使用者に危険を及ぼすおそれはないと判断した（第3条第1項第3号）。
- (4) 申請書に記載された使用方法及び使用上の注意事項に従い上記農薬を使用する場合、農薬の作物残留の程度及び食品からの摂取量からみて、消費者の健康に影響を及ぼすおそれはないと判断した（第3条第1項第4号）。
- (5) 申請書に記載された使用方法に従い上記農薬を使用する場合、農薬の土壌残留の程度からみて、後作物への残留が生じて消費者の健康に影響を及ぼすおそれはないと判断した（第3条第1項第5号）。
- (6) 申請書に記載された使用方法、使用上の注意事項及び水産動植物に係る注意事項に従い上記農薬を使用する場合、農薬の公共用水域の水中における予測濃度からみて、水産動植物への被害が著しいものとなるおそれはないと判断した（第3条第1項第6号）。
- (7) 申請書に記載された使用方法及び使用上の注意事項に従い上記農薬を使用する場合、農薬の公共用水域の水中における予測濃度及び魚介類中の推定残留濃度からみて、消費者の健康に影響を及ぼすおそれはないと判断した（第3条第1項第7号）。
- (8) 上記農薬の名称は、主成分及び効果について誤解を生じるおそれはないと判断した（第3条第1項第8号）。
- (9) 申請書に記載された使用方法に従い上記農薬を使用する場合、薬効は認められると判断した（第3条第1項第9号）。
- (10) 上記農薬には、公定規格は定められていない（第3条第1項第10号）。

2. 登録の決定

農林水産大臣は、農薬取締法に基づき、トランスフォームフロアブル（スルホキサフロル 9.5 %水和剤）及びエクシードフロアブル（スルホキサフロル 20.0 %水和剤）を平成 29 年 12 月 25 日に以下のとおり登録した。

トランスフォームフロアブル

登録番号

第 24016 号

農薬の種類及び名称

種類 スルホキサフロル水和剤

名称 トランスフォームフロアブル

物理的・化学的性状

類白色水和性粘稠懸濁液体

有効成分の種類及び含有量

[メチル(オキソ){1-[6-(トリフルオロメチル)-3-ピリジル]エチル}- λ^6 -スルファニリデン]シアナミド 9.5 %

その他の成分の種類及び含有量

水、界面活性剤等 90.5 %

適用病害虫の範囲及び使用方法

作物名	適用 病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用方法	スルホキサフロルを含む 農薬の総使用回数
りんご	アブラムシ類	2000～4000 倍	200～ 700 L/10 a	収穫前日 まで	3 回以内	散布	3 回以内
	リンゴワタムシ カイガラムシ類	1000～2000 倍					
なし	アブラムシ類	2000～4000 倍					
	カイガラムシ類	1000～2000 倍					
かんきつ	アブラムシ類	2000 倍					
	カイガラムシ類	1000～2000 倍					
キャベツ	アブラムシ類	2000 倍	100～ 300 L/10 a		2 回以内		2 回以内
だいこん							
レタス							
きゅうり	アブラムシ類	2000 倍					
	コナジラミ類	1000～2000 倍					
トマト ミニトマト	アブラムシ類	2000 倍					
	コナジラミ類	1000～2000 倍					

使用上の注意事項

- 1) 使用前に容器をよく振ってから使用すること。
- 2) 本剤の所要量を所定量の水にうすめ、よくかき混ぜてから散布すること。
- 3) 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- 4) 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。
- 5) ミツバチに対して影響があるので、以下のことに注意すること。
 - ① ミツバチの巣箱及びその周辺にかからないようにすること。
 - ② 受粉促進を目的としてミツバチ等を放飼中の施設や果樹園等では使用をさけること。
 - ③ 関係機関（都道府県の農薬指導部局や地域の農業団体等）に対して、周辺で養蜂が行われているかを確認し、養蜂が行われている場合は、関係機関へ農薬使用に係る情報を提供し、ミツバチの危害防止に努めること。
- 6) 散布器具及び容器の洗浄水等は河川等に流さないこと。また、空容器等は環境に影響

を与えないよう適切に処理すること。

- 7) 間引き菜及びつまみ菜に使用しないこと。
- 8) 本剤の使用に当たっては使用量、使用時期、使用方法等を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合には、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- 9) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤をはじめて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法

散布の際は農薬用マスク、手袋、長ズボン・長袖の作業衣などを着用すること。
作業後は手足、顔などを石けんでよく洗い、うがいをする。

水産動植物に有毒な農薬については、その旨

この登録に係る使用方法では該当がない。

引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨

通常の使用方法ではその該当がない。

貯蔵上の注意事項

直射日光をさけ、なるべく低温な場所に密栓して保管すること。

販売する場合にあつては、その販売に係る容器又は包装の種類及び材質並びに内容量

100 mL、250 mL、500 mL、1 L 各ポリエチレン瓶入り

エクシードフロアブル

登録番号

第 24019 号

農薬の種類及び名称

種類 スルホキサフロル水和剤

名称 エクシードフロアブル

物理的・化学的性状

淡褐色水和性粘稠懸濁液体

有効成分の種類及び含有量

[メチル(オキソ){1-[6-(トリフルオロメチル)-3-ピリジル]エチル}- λ^6 -スルファニリデン]シアナミド 20.0 %

その他の成分の種類及び含有量

水、界面活性剤等

..... 80.0 %

適用病害虫の範囲及び使用方法

作物名	適用 病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用方法	スルホキサフロルを含む 農薬の総使用回数
稲	ウンカ類 ツマグロヨコバイ カメムシ類	2000 倍	60～ 150 L/10 a	収穫 7 日前 まで	3 回以内	散布	3 回以内

使用上の注意事項

- 1) 使用前に容器をよく振ってから使用すること。
- 2) 本剤の所要量を所定量の水にうすめ、よくかき混ぜてから散布すること。
- 3) 使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。
- 4) 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。
- 5) ミツバチに対して影響があるので、以下のことに注意すること。
 - ① ミツバチの巣箱及びその周辺にかからないようにすること。
 - ② 関係機関（都道府県の農薬指導部局や地域の農業団体等）に対して、周辺で養蜂が行われているかを確認し、養蜂が行われている場合は、関係機関へ農薬使用に係る情報を提供し、ミツバチの危害防止に努めること。
- 6) 散布器具及び容器の洗浄水等は河川等に流さないこと。また、空容器等は環境に影響を与えないよう適切に処理すること。
- 7) 本剤の使用に当たっては使用量、使用時期、使用方法等を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合には、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法

- 1) 本剤は眼に対して弱い刺激性があるので眼に入らないよう注意すること。
眼に入った場合には直ちに水洗すること。
- 2) 散布の際は農薬用マスク、手袋、長ズボン・長袖の作業衣などを着用すること。
作業後は手足、顔などを石けんでよく洗い、洗眼・うがいをする。

水産動植物に有毒な農薬については、その旨

この登録に係る使用方法では該当がない。

引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨

通常の使用方法ではその該当がない。

貯蔵上の注意事項

直射日光をさけ、なるべく低温な場所に密栓して保管すること。

スルホキサフロル — I. 申請に対する登録の決定

販売する場合にあつては、その販売に係る容器又は包装の種類及び材質並びに内容量
100 mL、250 mL、500 mL、1 L、2 L 各ポリエチレン瓶入り
5 L、10 L、20 L 各ポリエチレン缶入り